

V-2 自転車

1. 自転車を買う

自転車は自転車店やホームセンターなどで買うことができます。買った店で、防犯登録をしなければいけません。防犯登録料は、1台600円です。

2. 自転車の置き方

自転車は歩行者など他の人の通行の邪魔にならないように置きましょう。特に駅の周りは、条例で自転車を置いてはいけないと決められた場所があります。その場所に置くと、特にお年寄りや目の不自由な方々の駅の利用の邪魔になります。

違反して置くと強制的に自転車を所定の保管場所に移されることがあります。移動されると、保管料や移動料を払わないと自転車を返してもらえない場合があります。撤去後、一定の期間保管されますので、その間に自転車を引き取りに行ってください。自転車を撤去された場所、日時を伝え、自転車を返してもらおう場所や料金、時間を市区町村役場で聞いてください。(⇒付録Ⅹ-1)

3. 自転車を盗まれたとき

もし、自転車を盗まれたら近くの交番に届け出ましょう。盗難にあった自転車がみつかり警察から連絡があります。自転車には住所と名前を書いておきましょう。

4. 自転車を拾わない

たとえ自転車が捨てられていても、それは誰かが盗んで放置している場合があります。自転車の盗難届が出ていた場合、その自転車に乗っているとトラブルに巻き込まれることがありますので、自転車は拾わないようにしましょう。

5. 交通ルール

自転車の通行は車道が原則です。車道は左側端に寄って通行しなければなりません。車と同じように、信号も守らなければなりません。飲酒運転や二人乗りは禁止されています。(ただし、6歳未満の幼児を、幼児用乗車装置に乗せて、16歳以上の人が運転する場合を除く)

歩道は通行可の標識などがあるところ以外は原則通行できませんが、車道を通行することが危険な場合は、歩道を通行することができます。その時は、歩道の中央から車道寄りを通行し、歩いている人の邪魔になる時は、一時停止、又は自転車から降りてください。

夜間は必ずライトをつけて乗りましょう。大阪府では携帯電話を使いながらの自転車運転も禁止されています。

平成28年7月1日施行の大阪府自転車条例により、大阪府内で自転車を利用する方は、自転車損害賠償保険に加入しなければなりません。